

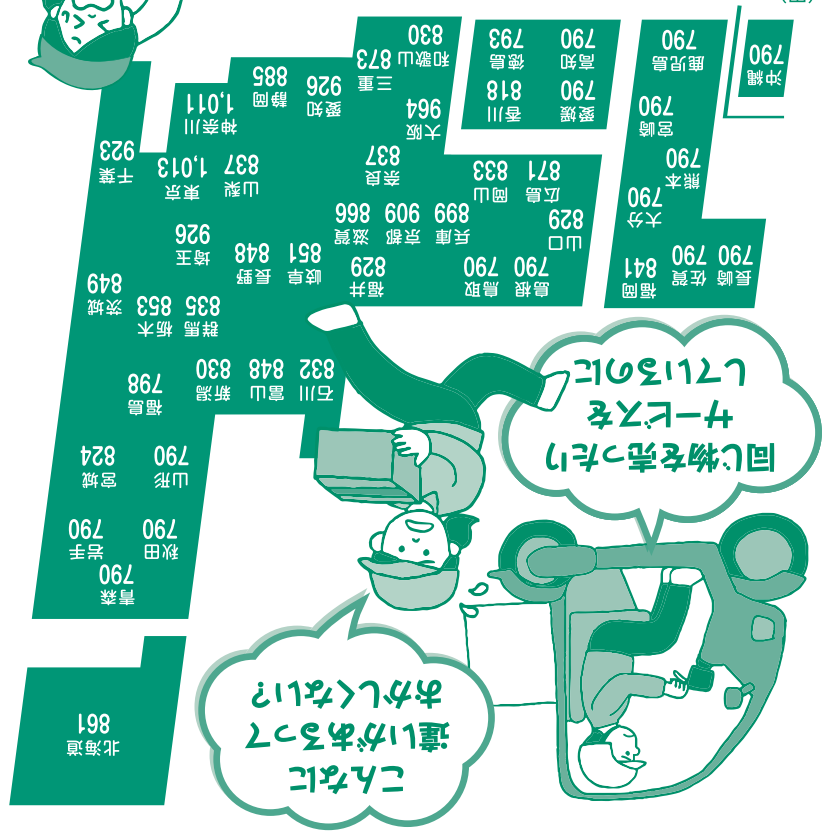
めざそう!
1,500円を
全国一律

25%割増1,205円
深夜(午後10時~午前5時)の場合
[2019年10月1日発効]

●高校生●再雇用●試用期間でも
(みならし期間)

大阪府の最低賃金
964円
時間額

全国一律の最低賃金にしなきゃ!!



あなたの賃金をチェックしてみよう

支払われた賃金から、残業代や通勤手当、精皆勤手当を除き、所定労働時間で割り算して時間当たり賃金を計算し、それと最低賃金を比較します。あなたやご家族、知人の賃金が最低賃金を下回っていないか、チェックしてみましょう。

(そのままの額で比較)

時間給の方	円
日給の方	円
=日給÷1日の所定労働時間(※1)	
↑ (※1)定められている1日の労働時間	
月給の方	円
=月給(※2)÷1カ月の平均所定労働時間(※3)	
↑	
(※2) 残業代(時間外手当)や通勤手当や扶養手当などの諸手当を除いたもの。一般的には基本給+役職給	
(※3) 年間の労働時間が決められていれば、その月平均	
歩合制(出来高支払制)の方	円
=歩合給(※4)÷1カ月の総労働時間	
↑	
(※4) 賃金から時間外などの割増分を除いたもの	

大阪では、時間給964円未満は違反です。

10月1日以降違反には罰金が

最低賃金を下回る賃金は法律違反です。悪質なケースには最高50万円の罰金も科されます。最低賃金が上がったことにより会社が一方的に働く時間を減らしたり、手当をなくしたりすることも違法です。



全国一律の最低賃金にしなきゃ!!

困ったら気軽に相談

労働相談ホットライン

0120-378-060

秘密厳守 相談無料 おおさか労働相談センター

月~金 10:00~18:00 メール相談 <http://www.osaka-rouren.gr.jp/soudan/>

